

高知市公共調達条例新旧対照表

旧	新
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 公共調達 <u>本市が支出負担行為に基づき行う</u>工事、役務、物件等の調達をいう。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 下請負者 下請その他いかなる名称によるかを問わず、<u>本市以外</u>の者から公共調達の一部について請け負う者をいう。</p> <p>(4)・(5) (略)</p> <p>(労働報酬下限額)</p> <p>第7条 市長は、毎年、公共調達のうち次の各号に掲げる契約の種類ごとに当該各号に定める者（以下「対象労働者」という。）に対して支払われるべき1時間当たりの労働報酬（賃金又は請負代金のうち規則及び地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第10条に規定する企業管理規程（以下「規則等」という。）で定めるものをいう。以下同じ。）の下限の額（以下「労働報酬下限額」という。）を定めるものとする。</p> <p>(1) 予定価格150,000,000円以上の工事の請負契約（以下「特定工事請負契約」という。） 次に掲げる者であって市が工事費の積算に用いる公共工事設計労務単価に掲げる職種に係る作業に従事するもの</p> <p>ア 労働基準法（昭和22年法律第49号）第9条に規定する労働者（<u>同居の親族のみを使用する事業又は事務所に使用される者及び家事使用人を除く。以下同じ</u>。）であって特定工事請負契約に係る作業に従事するもの</p> <p>イ (略)</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 公共調達 <u>市が工事の請負契約、業務の委託に関する契約、物件の買入れに関する契約その他の契約及び公の施設の管理に関する協定に基づき行う</u>工事、役務、物件等の調達をいう。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 下請負者 下請その他いかなる名称によるかを問わず、<u>市以外</u>の者から公共調達の一部について請け負う者をいう。</p> <p>(4)・(5) (略)</p> <p>(労働報酬下限額)</p> <p>第7条 市長は、毎年、公共調達のうち次の各号に掲げる契約の種類ごとに当該各号に定める者（以下「対象労働者」という。）に対して支払われるべき1時間当たりの労働報酬（賃金又は請負代金のうち規則及び地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第10条に規定する企業管理規程（以下「規則等」という。）で定めるものをいう。以下同じ。）の下限の額（以下「労働報酬下限額」という。）を定めるものとする。</p> <p>(1) 予定価格150,000,000円以上の工事の請負契約（以下「特定工事請負契約」という。） 次に掲げる者であって市が工事費の積算に用いる公共工事設計労務単価に掲げる職種に係る作業に従事するもの</p> <p>ア 労働基準法（昭和22年法律第49号）第9条に規定する労働者（<u>規則等で定める者</u>を除外し、<u>以下この項において「労働者」という。</u>）であって特定工事請負契約に係る作業に従事するもの</p> <p>イ (略)</p>

(2) 予定価格 5,000,000 円以上の業務の委託に関する契約のうち規則等で定めるもの又は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定により市の指定を受けたもの（以下「指定管理者」という。）と締結する公の施設の管理に関する協定（以下「特定業務委託契約」という。） 労働者

_____であって特定業務委託契約に係る作業に従事するもの

2 労働報酬下限額は、次の各号に掲げる契約の種類ごとに当該各号に定める額 _____ その他の事情を勘案して定めるものとする。

(1) 特定工事請負契約 市が工事費の積算に用いる公共工事設計労務単価において職種ごとの単価として定められた金額 _____

(2) 特定業務委託契約 生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 8 条第 1 項に規定する厚生労働大臣の定める基準において本市に適用される額

3・4（略）

（特定工事請負契約等の内容）

第 8 条 市長又は公営企業管理者（以下「市長等」という。）が締結する特定工事請負契約又は特定業務委託契約においては、次の事項を定めるものとする。

(1) 受注者（特定工事請負契約又は特定業務委託契約を市長等と締結したものをいう。以下同じ。）は、対象労働者の氏名、従事する職種、従事した時間、労働報酬の額及び支払われるべき日その他規則等で定める事項を記載した台帳（以下「台帳」という。）を _____，当

(2) 予定価格 5,000,000 円以上の業務の委託に関する契約のうち規則等で定めるもの又は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定により市の指定を受けたもの（以下「指定管理者」という。）と締結する公の施設の管理に関する協定（以下「特定業務委託契約」という。） 労働者 （労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和 60 年法律第 88 号。以下「労働者派遣法」という。）第 2 条第 2 号に規定する派遣労働者を含む。）であって特定業務委託契約に係る作業に従事するもの

2 労働報酬下限額は、次の各号に掲げる契約の種類ごとに当該各号に定める額， 市内の労働者の賃金の実態その他の事情を勘案して定めるものとする。

(1) 特定工事請負契約 市が工事費の積算に用いる公共工事設計労務単価において職種ごとの単価として定められた金額及び特定業務委託契約に係る労働報酬下限額

(2) 特定業務委託契約 国民生活基礎調査規則（昭和 61 年厚生省令第 39 号）第 1 条に規定する国民生活基礎調査等に基づく貧困線の額、最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 9 条第 1 項に規定する地域別最低賃金及び生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 8 条第 1 項に規定する厚生労働大臣の定める基準において本市に適用される額

3・4（略）

（特定工事請負契約等の内容）

第 8 条 市長又は公営企業管理者（以下「市長等」という。）が締結する特定工事請負契約又は特定業務委託契約においては、次の事項を定めるものとする。

(1) 受注者（特定工事請負契約又は特定業務委託契約を市長等と締結した事業者をいう。以下同じ。）は、対象労働者の氏名、従事する職種、従事した時間、労働報酬の額及び支払われるべき日その他規則等で定める事項を記載した台帳（以下「台帳」という。）を作成し、当

該対象労働者の同意を得て作成し、事業場その他適当な場所に備え置くこと。

(2)～(4) (略)

(5) 受注者は、対象労働者に労働報酬が支払われるべき日において、支払われるべき当該労働報酬が支払われていない場合にあっては労働報酬下限額に当該労働に従事した時間数として規則等で定める方法により算定する時間数を乗じて得た額（以下「基準額」という。）を、支払われた当該労働報酬の額が基準額を下回る場合にあってはその差額を、当該日から起算して規則等で定める期間を経過する日までに、当該対象労働者が受け取ることができるようにすること。ただし、当該基準額又は当該差額のうち当該対象労働者に支払われないことに正当な理由があると認められる部分については、この限りでないこと。

(6) (略)

(新設)

(新設)

(7) (略)

該対象労働者の同意を得て____、事業場その他適当な場所に備え置くこと。

(2)～(4) (略)

(5) 受注者が対象労働者に支払う労働報酬の額は、労働報酬下限額に当該労働に従事した時間数として規則等で定める方法により算定する時間数を乗じて得た額（以下「基準額」という。）を下回らないこと。

(6) (略)

(7) 受注者は、特定工事請負契約若しくは特定業務委託契約の内容の一部を下請負者に請け負わせるとき、又は特定業務委託契約に係る作業に従事させるため第三者から労働者派遣（労働者派遣法第2条第1号に規定する労働者派遣をいう。）の役務の提供を受ける場合は、当該下請負者又は第三者（以下「受注関係者」という。）に、対象労働者に支払う労働報酬の額が基準額を下回らないこと、台帳を作成し、その写しを受注者に提出することその他の市長等が別に定める事項を遵守することを誓約する書面（以下「誓約書」という。）を市長等に提出させること。

(8) 受注者は、受注関係者から誓約書に基づき台帳の写しの提出があったときは、市長等が指定する期日までに当該写しを市長等に提出すること。

(9) (略)

(立入調査等)

第10条 市長等は_____, 対象労働者から前条の申出があったとき、又は特定工事請負契約若しくは特定業務委託契約に定める第8条第1号から第8号までに掲げる事項の履行状況を確認する必要があると認めるときは、受注者に対し、必要な報告若しくは資料の提出を求め、又は市の職員に、受注者の事業場に立ち入り、必要な調査をさせることができる。

2 市長等は、前項の規定による報告若しくは資料の提出又は立入調査の結果、必要_____があると認めるときは、対象労働者を使用する者その他の関係者（受注者を除く。以下「使用者等」という。）に対し、必要な報告若しくは資料の提出を求め、又は市の職員に、使用者等の_____事業場に立ち入り、必要な調査をさせることについて、協力を求めることができる。

3・4 (略)

(立入調査等)

第10条 市長等は、受注者について、対象労働者から前条の申出があったとき、又は特定工事請負契約若しくは特定業務委託契約に定める第8条第1号から第8号までに掲げる事項の履行状況を確認する必要があると認めるときは、当該受注者に対し、必要な報告若しくは資料の提出を求め、又は市の職員に、当該受注者の事業場に立ち入り、必要な調査をさせることができる。

2 市長等は、受注関係者について、対象労働者から前条の申出があったとき、又は誓約書に係る事項の履行状況を確認する必要があると認めるときは、当該受注関係者_____に対し、必要な報告若しくは資料の提出を求め、又は市の職員に、当該受注関係者の事業場に立ち入り、必要な調査をさせる_____ことができる。

3・4 (略)